

## ごあいさつ



子どもは社会全体の宝であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは社会全体で取り組むべき重要な課題であります。

しかし、近年の急速な少子化・核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化などの社会環境の変化に伴い、子どもや家庭を取り巻く環境も大きく変容しております。

本市においては、平成17年3月に「丸亀市次世代育成支援行動計画 子育てハッピープランまるがめ」を、また、平成22年3月にはこの後期計画を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭等への支援の充実に努めてまいりました。

一方、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目指して、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が成立し、このうちの「子ども・子育て支援法」に基づき、全国の市町村で、就学前の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を明記する『市町村子ども・子育て支援事業計画』を策定することとなりました。

そこで、本市では、法定計画である『丸亀市子ども・子育て支援事業計画』と平成26年度末で終了する「子育てハッピープランまるがめ（後期計画）」の後継計画を一体的に策定することとし、新たな『丸亀市子ども・子育て支援事業計画 丸亀市こども未来計画』により、子どもたちが将来にわたって健やかに育ち、子育て家庭が子育てを楽しむことができるよう取り組んでまいります。

そして、「子育てするなら丸亀」と言っていただけのように、この計画の基本理念である「地域で支え合い、安全と安心で楽しく子育てができるまち」を目指してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、アンケート調査をはじめ、本計画策定にあたりご協力いただきました市民の皆様や関係団体、また、熱心にご審議いただきました丸亀市子ども・子育て会議の委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

丸亀市長 梶 正治

# 児童憲章

(昭和26年5月5日宣言)

- すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

# 子ども・子育て支援法

(平成24年8月22日 法律第65号)

(平成26年6月13日改正)

## 【目的】

### 第1条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 【市町村子ども・子育て支援事業計画】

### 第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

# 目次

## 第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
5. 計画の策定体制	3
6. 計画の基本的な考え方	5
7. 計画の推進に向けて	7

## 第2章 丸亀市の子どもと家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況	9
2. 少子化の状況	12
3. 女性の就労状況	14
4. 幼稚園・保育所等の状況	16
5. 小学校・中学校の状況	20
6. 将来推計人口	22

## 第3章 子ども・子育て支援新制度に基づく施策の推進

1. 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像	25
2. 教育・保育提供区域の設定	27
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	31
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	45
5. 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	61

## 第4章 子ども・子育て支援施策の推進

施策の体系	63
基本目標Ⅰ 子どもの生きる力を育成します	64
1. 遊び場・子どもの居場所づくり	64
2. 総合的な放課後児童対策	65
3. いじめ・不登校対策	67
4. 有害環境対策と非行等防止対策	68
5. 成人期に向けての健康づくり・保健対策	69
6. 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進	70
7. 人間性や個性を育む環境整備	71
8. 総合的・継続的な障がい児支援	72
基本目標Ⅱ 子育て家庭を応援します	73
1. 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	73
2. 相談支援・情報提供	74
3. 地域における多様な保育ニーズ等への対応	75
4. 児童虐待防止対策	76

5. 家庭の教育力の向上	77
6. 経済的支援	78
7. 配慮が必要な家庭への支援	79
基本目標Ⅲ 地域の良さを活かした連携を推進します	80
1. 安全・安心なまちづくり	80
2. 子育てバリアフリーのまちづくり	81
3. 仕事と子育てが両立できるまちづくり	82
4. 人材育成・支援	83

### 資料編

1. 計画の策定経過	85
2. 丸亀市子ども・子育て会議委員名簿	87
3. 丸亀市子育て支援推進会議設置要綱	88
4. 子ども・子育て支援施策の推進に係る主な取組み一覧	90
5. 用語の解説	100





第1章  
計画の概要



## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

我が国は世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進行しています。こうした少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらしており、次代を担う子どもたちがたくましく育ち、自立した責任感のある大人となっていく社会は、すべてに優先されるべき時代の要請となっています。

そこで、国は平成15年に少子化社会対策基本法とともに次世代育成支援対策推進法を制定し、その後、国の基本施策として少子化社会対策大綱を定め、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進してきました。

しかし、その後も少子化に歯止めがかかっていないことや、子育てに関して孤立や負担を感じる家庭の増加、都市部を中心とした待機児童問題、地方では子どもの人口減少から集団生活ができない地域が生じるなどの問題に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、同法に基づき平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすることとなりました。

新制度では、社会全体で費用負担を行い、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを、市町村が主体となって推進することとなっており、全国の市町村で就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を明記する『市町村子ども・子育て支援事業計画』を策定することになりました。

また、平成26年4月には、次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われ、有効期限が平成37年3月31日までに延長されました。

このような状況を受け、丸亀市では、法定計画である『市町村子ども・子育て支援事業計画』と平成26年度末で終了する『丸亀市次世代育成支援行動計画（後期計画）』の後継計画を一体的に策定することとしました。



## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠と性格

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』であり、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援に関する制度・施策を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、次世代育成支援対策推進法の一部改正を踏まえ、平成26年度末で終了する『丸亀市次世代育成支援行動計画（後期計画）』の後継計画を一体的に策定し、本市の子ども・子育て支援に関する施策を体系化することにより、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどのさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

さらに、この計画は、丸亀市母子保健計画の内容を含んでいます。

### (2) 他計画との関係

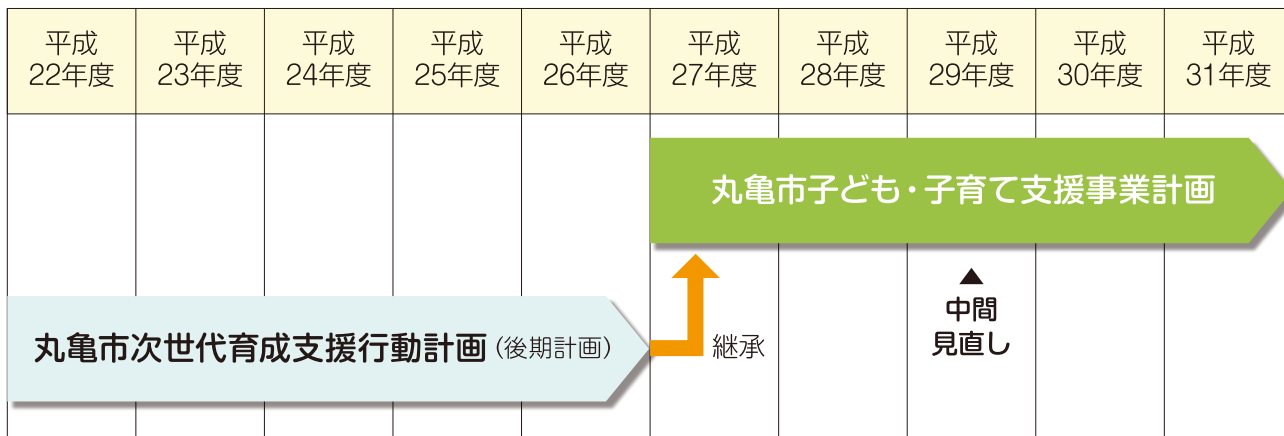
この計画は、本市のまちづくりの総合的な指針である『丸亀市総合計画』を上位計画として、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

また、この計画は、『地域福祉計画』『障害者基本計画』『障害福祉計画』などの子育て支援に関する事項を定める諸計画との整合性を図って策定します。

## 3. 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や本市の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて平成29年度に中間見直しを行います。





## 4. 計画の対象

この計画は、生まれる前（マイナス1歳）から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその保護者や家庭、学校、地域住民、事業者など、すべての個人及び団体等を対象とします。

## 5. 計画の策定体制

この計画は、策定の段階から積極的な住民参加によって計画づくりを行いました。

### （1）丸亀市子ども・子育て会議による審議

学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関など子育て当事者で組織する「丸亀市子ども・子育て会議」を10回開催し、就学前の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策、今後必要とする施策についての検討・審議を行い、その答申を計画の策定に反映させました。

### （2）丸亀市子育て支援推進会議（庁内体制）

策定にあたっては、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するための庁内体制である「丸亀市子育て支援推進会議」を開催し、『丸亀市次世代育成支援行動計画（後期計画）』の進捗状況やヒアリング調査の結果、新たな課題などをもとに、素案の検討や調整を行い、計画の策定につなげました。

### （3）実態とニーズの把握

#### 【アンケート調査の実施】

子育ての状況や生活の実態、教育・保育事業に対する量的及び質的ニーズなどを詳細に把握するため、本市に在住する就学前児童及び小学生の保護者を対象に、「丸亀市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者
標本数	4,950人(全世帯)	1,000人(住民基本台帳による無作為抽出)
	ただし、同一世帯において子どもが重複する場合は、無作為に対象児童を一人選び該当する調査を実施	
調査方法	郵送による配布・回収(途中で督促ハガキを送付)	
調査期間	平成25年10月3日～22日	
有効回収数	3,233人	667人
有効回収率	65.3%	66.7%



## 【ヒアリング調査の実施】

子育て中の当事者及び相談支援機関などにヒアリング調査を実施し、主に発達障がいのある子どもやひとり親家庭などの現状、ニーズ、子育て支援の課題を把握し、計画の策定に反映させました。

対象区分		対象数	実施日
子育て中の当事者	・配慮が必要な子どもの保護者 ・ひとり親家庭の保護者	10人	・平成25年12月18日(水) ・平成25年12月19日(木)
相談支援機関	・NPO法人 地域は家族・コミュニケーション ・香川県西部子ども相談センター ・こども発達支援センター ・発達障がい者支援センター	4か所	・平成25年12月19日(木) ・平成26年1月10日(金)

## 【ワークショップの実施】

「丸亀市の子ども未来を考えるワークショップ」を開催し、市民が本市の現状をどのように捉え、今後どのようにしていきたいのか、市民として何ができるのかを考え、今後のより良い子育て、子育て環境づくりへの取組みについての協議・検討を行いました。

実施日	参加人数	検討内容
平成26年 2月22日(土)	16人 (3グループに分けて実施)	・丸亀市の「強み(良さ)」「弱み(課題)」 ・出された「強み(良さ)」「弱み(課題)」を踏まえて、 今後の丸亀市が目指す、子ども・子育て支援の姿(目標像) ・目標像を実現するための取組みのアイデア

## (4) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

## ①就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策について

実施期間 平成26年8月27日(水)～平成26年9月26日(金)

意見提出 28名(意見件数65件、意見項目54項目)

## ②丸亀市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

実施期間 平成27年1月23日(金)～平成27年2月23日(月)

意見提出 28名(意見件数62件、意見項目46項目)



## 6. 計画の基本的な考え方

### (1) 基本理念

子どもは、本市の未来を担う大切な宝です。少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化などの社会状況の変化に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化している中で、性別、障がいの有無、貧富の差、国籍などに関わらず、すべての子どもが自己の可能性を最大限に発揮して、明るく健やかに育つことができる環境づくりが必要です。

また、子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもは社会全体の宝でもあり、家庭だけでなく、学校、地域、事業者、行政などのすべての人が、それぞれの役割を認識し、社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、心に寄り添い、支えていく必要があります。

社会全体の協働により、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが夢をもって健やかに育つまち、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子育てができるまちの実現を目指します。

#### 《基本理念》

**地域で支え合い、安全と安心で楽しく子育てができるまち**



## (2) 基本目標

基本理念の実現のため、『丸亀市次世代育成支援行動計画（後期計画）』における基本目標の方向性を踏襲し、以下の3つを基本目標に掲げます。

### I 子どもの生きる力を育成します

子どもはもともと成長する力をもっています。しかし、周囲からの影響を受けやすく、周りの人々による保護が必要です。自立した大人へと成長するためには、子どもが将来に夢を描き、夢をかなえるために誇りと自信をもって努力を続けることができるまちづくりが必要です。人を思いやる優しい心と主体的に生きるたくましい力を育み、それぞれの夢に向かって子どもが成長できる環境づくりを進めます。

### II 子育て家庭を応援します

家庭は子どもにとって心から安心できる場所であると同時に、初めて接する社会でもあり、大切な役割をもっています。しかし、核家族化が進む中で、親自身が子育てに悩み、不安を抱えているのが現状です。また、女性の社会進出の増加を背景に、子育てと仕事の両立が難しくなっています。子どものしつけに親が自信とゆとりをもってしっかりと関わるために、親の不安を取り除けるようなさまざまな子育てサービスの充実と、男女が互いに尊重し合い、助け合いながら子育てができる環境づくりを進めます。

### III 地域の良さを活かした連携を推進します

子どもは社会全体の宝であり、子どもの誕生や健やかな成長を地域でも支援していく必要があります。地域の大人たちが、子どもが危険なことや良くないことをしたときに指導や注意をしたり、子育てに悩む親の心に寄り添い、相談相手になったりサポートをするような関係を築くためには、普段からの地域における人間関係づくりや教育力の向上が必要です。子どもがいきいきと学び、のびのびと遊べ、子育て中の保護者が安心して働き、暮らせる頼もしい地域社会づくりを進めます。



## 7. 計画の推進に向けて

### (1) 庁内における総合的推進体制の充実

子育て支援に関する施策はさまざまな分野にわたるものであるため、推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、計画の評価・再調整などの継続的な取り組みを行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

### (2) 計画の進行管理・評価・チェック

計画の推進にあたっては、各施策が確実に実施されることが前提となります。

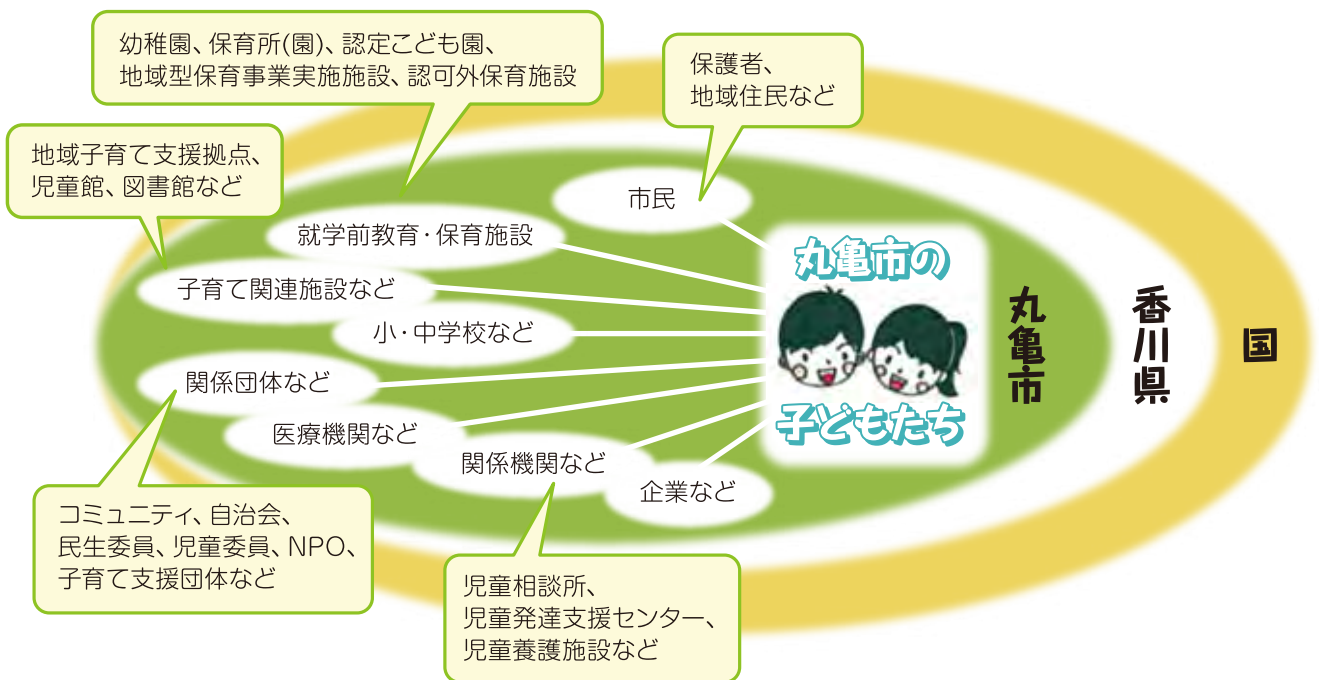
目標年次における到達を目指し、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、適宜見直しを行い、各施策に反映させていきます。

また、子ども・子育て支援新制度に係る事業等に関しては、毎年、丸亀市子ども・子育て会議において計画の進捗状況などの点検・評価・見直しについて審議を行います。

### (3) 市民や関係団体等との協働体制

取り組みを推進するうえで、市民や関係団体・機関などの理解と参加が不可欠です。そこで、この計画を広く市民等に理解していただき、関係団体・機関などの協力を得るために、市の広報やホームページをはじめ、あらゆる機会を捉えて、この計画の周知に努めます。

また、この計画の実施状況などに係る情報をわかりやすく周知し、情報を共有することで、市民や関係団体・機関などが意見や提言を行いやすい環境づくりに努め、協働による計画の推進を図ります。





うちっ娘